右及申(通)報候也

〃　七月　配選夫　菅井舜四郎　壹十八年

別記(一)

要求書

一、給料最低二十五円以上月末現金ヲ支給スルコト
二、切取賃算絶対反対
三、値引不賞制度絶対反対
四、維持料一部ニ対シ金五弟支給スルコト
五、強制嫌火絶対反対
六、集金手當ハ六分支給スルコト
七、減低金六十弟引制度反対
八、成取入壱円六十弟支給スルコト
九、日曜夕刊手當一回金五十弟支給スルコト
一〇、号外配達一回金五十弟支給スルコト
一一、折込料ハ全額支給スルコト
一二、食事ハ内外食共其他自炊ノ自由タルコト
一三、不當ナル人身ノ拘束絶対セサルコト
一四、不要ナル天降式予備ハ即時退店サセルコト
一五、予備買職場委員会ニ於テ互選シタル者ヲ以テ任命スルコト
一六、現在予備買数未ヲ即時退店セシムルコト
一七、一ケ月二回ノ公休ヲ與フルコト
一八、疾病負傷ノ場合ハ費用全額主任例ニテ負担シ給料全額支給スルコト
一九、布團代入実費ヲ以テ支給フコト
二〇、電燈其他備品(葬度水道)並ニ空間使用自由ナルコト
二一、主任ノ態度ヲ改メルコト(言語動作)
二二、職場委員会ヲ承認スルコト
二三、今後配達員ハ退店ノ時ハ職場委員会ノ協賛ヲ求ムルコト
二四、退店ノ場合一ケ年以上ノ者ニ對シテハ給料以ケ月分六ケ月以上ノ者ニ對シテハ